

令和2年5月吉日

学生・保護者の皆様

國學院大學栃木短期大学  
学長 中村 幸弘

令和2年度春 Semester 授業の開始にあたって

### 本学独自の修学支援について

國學院大學栃木短期大学は、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言に基づいて、5月6日（水）までを臨時休校とし、春 Semester 授業開始を5月7日（木）としましたが、なお登校不可のまま授業は遠隔授業（オンライン）により開始いたしました。感染症がいつ終息するのか不明のため、学生の生命の安全確保を第一とした判断ですので、学生ならびに保護者の皆様には、ご理解の程、よろしく願いいたします。

学生の皆さんには、各自の履修計画に合わせて遠隔授業を受けていただいておりますが、不安を抱いての日々のことと思います。教員も、遠隔授業が単なる知識の伝達ではなく、皆さんが主体的に思考し、課題に取り組むことができる授業内容となるよう準備をすすめています。また、オンラインを通して履修学生との対話学習にも努力しています。

しかし、遠隔授業による自宅学修を受講するためには機器等の準備が必要となりました。PC環境の整備・交受信容量の拡大、資料収集やプリント印刷、関連教材の購入など、学修のための経費が必要になったみなさんも多かったと思います。本学はこれらを解消する一助として、緊急修学支援費給付の必要があると判断しました。また、新型コロナウイルス感染症の影響での家計急変による修学不安、アルバイト収入減により生活不安にみまわれている者もいることと思います。そのための修学支援特別制度も配慮いたします。

令和2年度春 Semester 授業開始にあたって、本学独自の修学支援の概要を以下に示します。

#### 1. 緊急修学支援費の給付

在籍学生に対して、修学支援費を給付いたします。

- ① 給付額 一律 1名 30,000円
- ② 給付期日 6月中
- ③ その他 具体的な給付方法については、後日お知らせします。

◆新型コロナウイルス感染症が拡大するなか、本学園教育の環境をはじめ、施設設備の維持管理、運営に万全を期すとともに、教員、職員は一体となって、遠隔授業が教育の質を維持したものとなるように努め、学生の皆さま

んの修学支援、生活支援等に最善を尽くす所存です。学生ならびに保護者の皆様のご理解をいただきたく、よろしくお願いいいたします。

## 2. 修学支援特別制度の活用

個別の事情により学業継続に経済的困難をきたしている学生のために、既設の学生支援制度を拡大して支援します。

### (A) 修学支援奨学生制度

新型コロナウイルス感染症の影響で、家計支持者の家計急変などにより、学業継続が困難になった学生に授業料の一部として給付する制度です。

給付額 事例により 200,000円まで

選考 規程に定める書類により選考する。

申請 学生課に相談のうえ、申請する。

※国・公共機関等などが新型コロナウイルス感染症緊急対策として設ける給付金などの受給者は除きます。

### (B) 学生金庫制度の活用

アルバイト収入の急変などにより、応急の生活費が必要になった学生を援護するための貸付制度です。

貸付額 上限 30,000円

貸付日 申請許可日

貸付条件 無利子

返還期限 貸付から2ヶ月以内

## 3. 学費等納入金延納について

家庭の経済的理由による学納金の延納については、現行においても認めています。新型コロナウイルス感染症の影響においても同様です。

新型コロナウイルス感染症拡大の対応修学支援については、國學院大學栃木学園（短期大学）を中心に、本学同窓会斯花会の協力を得て、一体となって取り組んでいます。

学生ならびに保護者の皆様には、どうか健康にご留意のうえ、お過ごしいたできますようお願いいたします。